

第13期 熱海市行財政審議会 第6回会議結果

開催日時	令和5年7月6日（木） 10時00分～
開催場所	熱海市役所第3庁舎会議室
出席者	<p>【出席委員】石井委員・瀧野委員・原委員・田中委員・山崎委員・當摩委員・湯山委員・石黒委員・内田委員・森田委員・中島委員・松本委員・木暮委員</p> <p>【欠席委員】加藤委員・佐藤委員</p> <p>【当 局】稲田副市長、公営企業部長、水道温泉課長、経営企画室長、施設室長、工務室長、経営企画室主幹</p> <p>【事 務 局】経営企画部次長、企画財政課長、企画室</p>
会議内容	<p>1. 開 会（企画室長）</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>3. 審 議「水道料金の改定（案）に対する答申について」（会長）</p> <p>本日は、前回から引き続き、諮問に対する答申につきまして審議いたします。前回の審議会では17%が妥当ということがわかるが、直感的に高いとのご意見、段階的に上げて、そして一般会計からの補填を考えるべき等の意見など、様々ありましたが、一般会計と特別会計は切り離すべきといったご意見等もその中でありました。一部相反する意見も出ておりましたが、前回までの意見の内容を踏まえ、副会長、そして事務局と、相談をして、答申案を皆様の机上の方に、載せさせていただきました。これから事務局の説明を受けた後に、皆様よりご意見をいただきたいと存じます。それでは事務局説明をお願いいたします。</p> <p>（事務局）</p> <p>事務局より資料2の答申案及び資料3のモデルケースの考察につきまして説明をさせていただきます。申し訳ありません、座ったまま失礼いたします。</p> <p>今回も当日配布となってしまうと申し訳ございません。ただいま会長からお話がありました通り、前回までの議論の内容を踏まえまして、おおよそ令和6年度10%、令和7年度20%、令和8年度に20%の案。もしくは令和6年度10%、令和7年度15%、令和8年度に20%の案の2案が有力な案として挙げられておりますが、諮問原案の通りの令和6年度以降17%アップの改定案と合わせた3案の中でご意見の集約をお願いしたいと思います。なお前回審議会で示しました答申書案で、諮問原案の平均17%の改定を採用すべきと</p>

会議内容

された場合のものをお示ししましたので、今回は10%、20%、20%。10%、15%、20%の二つの段階的な改定案のどちらかを採用すべきとされた場合を想定して答申案を作成しております。答申案の構成内容の基本的な部分は、前回お示しいたしました案から大きな変更はございませんが、さっきのいずれかの案が採用された場合は、下線を引いております1ページ目の1.答申のうち、(ア)の内容。そして、3ページ目の3.付帯意見及び要望事項の内、括弧(カ)の2ヶ所に修正または加筆が必要となることから、その文例をお示ししております。

また、1.答申の(エ)に記載される別表1につきましては、4ページ目が10%20%、20%を想定した表で、5ページ目が10%、15%、20%を想定したものとなっております。また6ページ目は初島地区の料金表ですが、一番右の欄に記載の通り、改定後は4ページ、または5ページ目の料金表に統合されることを示しております。

次にA3 縦判の資料3について説明をいたします。前回と重なる部分がありますが、重要な部分なので改めて繰り返しますが説明をいたします。

一番上の表は、現在の料金体系における平均的なモデルケースの表となります。1人世帯口径13ミリ、10立米の使用で月々1,255円。年間1万5,060円となり、3人世帯合計20ミリ、20立米の使用で月々2,616円。年間3万1,392円となります。上から2番目は、諮問案の通り17%の料金改定を行った場合の表となります。まず左側の列の1人世帯合計13ミリ、10立米の使用で月々1,468円であり、改定前の1,255円と比較して、月々213円の増額。1年間で2,556円。次の料金改定までの3年間では7,668円の増加となります。また右側の列の3人世帯のモデルケースでは、改定前の月々2,616円と比較して、月々445円、1年間では5,340円。3年間では1万6,020円の増加となります。

上から3番目4番目の表は、いきなり17%アップさせるのではなく、再来年度以降、2段階または3段階に分けて、アップさせるやり方にしてはどうかとのご意見を反映させたものとなります。上から3番目のケース1の表は、令和6年度に10%、令和7年度にプラス10%の20%アップの改定をするもので、総括原価を確保するためには令和5年度の料金との対比で17%のアップを3ヵ年分で51%の改定分が必要となるのに対し、3年間トータルで1,900万円の料金不足額は生じるものの、10%、20%、20%の合計で50%の改定分を確保できるものとなります。最後に一番下のケース2の表は、令和6年度10%、令和7年度15%。令和8年度20%の3段階に分けて毎年アップさせるものです。このケースでは、必要な51%の改定分に対して、10%、15%、20%

会議内容

の合計で 45%の改定分に留まり、3 年間トータルで 1 億 600 万円の料金不足額が生じる試算となっております。これら値上げケースに関わるメリット、デメリットにつきましては、資料 3 の右半分のそれぞれの表にまとめております。以上が諮問案及びこれまでの当審議会におけるご意見から試算等を行った答申案となりますよろしくお願ひいたします。

(会長)

ありがとうございました。今、事務局より、2 点の変更修正があるということで出ましたので、その 2 点を今日は集中的に進めて、できたらまとめていきたいなと思っております。それともう一つは、答申理由の中で前文が入ってきて、そこの給水収益の減少傾向と自然災害への対策の必要性をそこにうたっているのも前回の答申案とちょっと変わっております。ただここでは、その辺はもう皆さんご承知だと思いますので構わないと思いますが、先ほど言いましたように、資料 3 で示しました市の答申 1. (ア) の改定率、それを審議したいと思っておりますので、よろしくご意見のほどお願ひしたいと思っております。

(委員)

説明ありがとうございます。これまでの説明や資料によれば、基本的には国が示す、或いは日本水道協会が示す算定要領を使えば、40%弱の値上げが必要になるが、これは利用者の負担軽減を考慮して 17%という数字を当初事務局が提出されたと思っております。当然利用者の負担は大きいんですけども、この辺については将来にわたり今の水道を安定的に供給するには、やむを得ない選択なのかなというふうに個人的には思っております。そうは言っても利用者の負担、これが 17%でもかなり大きいものですからこれを段階的にということは理解できますが、この辺が、一気に上げるのと毎年上げるのと、利用者にとってどういうふうに受けとめられるかということも一つポイントなのかなというふうに思っております。あともう 1 点、前回もありましたが他の地域と比較して、水道料金がどうっていう話もあるんですけども、日本全国でいえば 10 倍ぐらい違うという実績もありますので、この辺は地域特性もありますので一概に評価はできないというふうに私はちょっと考えています。そうは言っても施設整備計画とか、老朽化というのは待つてはくれませんので、この辺は一時的に市民の負担を考慮して値上げ幅を縮小しても、将来にまたツケをまわして、また数年後に大幅な値上げが来ると、そんなことも考えられますのでこの辺はよく考えていただきたいなというふうに思っておりますし、社会情勢的にコロナ禍、或いは近年のエネルギー価格の高騰による物価等、そういったところで水道料金も地域によっては一財の方から基本料金半分減免するとか、そ

会議内容

ういったこともやっておりますので、そういった負担軽減というのはやはり行政の方で考えるべきことだというふうには思っております。この辺は最初に会長の方からも話がありましたけども、やはり一般会計と特別会計、公営企業のこの辺は分離して考えるべきだと思っておりますし、原則はそうですけども、同じ行政がそこを仕切っているということではなかなか難しい部分もあるかと思えます。あともう1点、前回財政計画の見通しをいただいたんですが、今回の答申案の最後にも、一般会計からの補助というか補填ですが、そういったことをコメントとしては書いてありますけども、その財政計画の見通しを見ると、施設整備に係るもので国からの補助金はいただいているんですけども、それに合わせて一般会計からの補助金というのが入っていないんですよね。令和5年度までは入ってなくて令和6年度から少しずつ入っているような形になっているんですが、これは総務省の方の繰り出し規定でも、国からもらっている補助金に対しては、一般会計からの支出は施設整備に関して、負担できるっていう、できる規定なんですけども、そういったこともありますのでその辺は市の中でよく相談して一般会計からの補填、そういったものは考えていただきたいなと思えます。簡単に言うと9億の施設整備がかかれば3億は補助金。すべてが国庫補助の対象になるわけではないんですが、3億は補助金、3億は一般会計、3億は水道という形で、負担も3分の1になりますので、その辺は今後よく考えて施設整備の方をお願いしたいなというふうに思っております。いずれにしても、やはり一般会計と特別会計この辺はちょっと仕切って考えていただきたいなということがありますし、今回答申案の方で、答申に段階的な数字を入れるのがいいのかどうかというのはちょっと私の方ではなかなか判断はできませんけども、段階的に上げるってこと自体は、この辺は市民とか利用者の皆さんと考えていただきたいなというふうに思いますが、この中で数字を10%、20%、20%ですか、それから10%、15%、20%とか答申として、記載するのはちょっとどうかなというふうに個人的に思っております。

(会長)

ケースが3つありましたけど、この案というのがあれば。

(委員)

基本的には諮問通りの17%がいいと思っておりますが、そうは言ってもなかなか難しい部分があるのであれば、個人的には今の(ア)の16.7%の引き上げに留めること、また料金改定は段階的に行うこと、ぐらいいまでなのかなというふうに思っております。そのあとの例えば10%、20%、20%のパターンとか、10%、15%、20%のパターンというのは、これはまた利用者に対する説

会議内容

明ですとか、議会の調整ですとかその中でちょっと判断していただければいいのかなというふうにちょっと私自身はそういうふうに思います。

(会長)

ありがとうございました。先ほどの一般会計からのことについては、今回の答申案の3の付帯意見及び要望事項の中の(カ)に挙げて、そういうことを検討されたいということにつけ足したことになります。

(委員)

追加ですけども、今の一般会計からの補填は規則上、料金にそのまま一般会計から決算上入れることはできませんので、ここに書いてある施設更新計画が遅延しないように一般会計からの補助等を検討されたいというのは先ほど申しましたように、施設整備に対して一般会計からの決算書とか予算書で言えば、資産のところの収入の一般会計補助金のところに協議の上入れていただくということになるかと思います。

(委員)

来週欠席させていただきますので今日総論もちょっと言わせていただきます。前回指摘されましたこの組織の長が市長と兼務ということで、この8年間何もしなかったのにその市長の政治的な付度がなかったのかどうか。これは一つ心配しています。それからあともう一つ、民間委託で安くなるということをごこの行政でも言いますが、それでは言いたい。それは行政が非能率で高給なのか、民間が効率的で給与が安いのか。はっきり1回答えてもらいたいですね、何でそうなっちゃうのか、行政がやると何億も高くなっちゃう。これは簡単にその民間で浮きますということをよく言うんですけども、それはどちらかだと思いませんか。あなたたちが働かなくて非能率だから高騰しているから高くなっちゃうのか。民間の人たちは多分あなた達より相当給与安いはずですよ。その辺はよく考えていただきたい、発言もですね。

それから一般会計からの補助ですね、これ委員からこの意見が出たと思うんですけども、これ終わった後、何人の方々からですね、入れるのを恐れるなど言われました。やっぱり市民を守れと。これは法の趣旨からちょっと逸脱しますけど、全員を守るという点ではどこかで公民館を作るのが遅くなるのかって。地域の特性じゃなくて、全市民に恩恵が行くわけですから、一般会計から恐れるなど、これは言われました。あと施設整備の1.5%というのも指摘あったと思うんですけども、これについては当分ですね、私は1.5%でいくべきだと。いずれ余裕が出てきた時に目指す3%に持っていきたいと、このように思っています。どういうご意見が今後出るかわかりませんが、そういうこと

会議内容

も勘案すると、具体的には言わせていただければケース 2 の 1 億 600 万ですか、この辺を赤字ということになっていますが、できればこれでいきたいというふうに思っています。

(会長)

質問の総論のことについて、市当局からお聞きしますか。

(委員)

いや、いいです。答えられないと思いますので。

(会長)

そういうことで市当局の方も考慮していただきたいと思います。

(委員)

まず委員に質問ですけれども、先ほどの話で、9 億で 3 億、3 億、3 億、国庫補助金を使ってというのを、ちょっと離れてしまうんですが、もうちょっと詳しく教えていただけますか。

(委員)

水道整備に関しては、国から補助金、名前は今交付金と言っていますが、例えは老朽管の更新ですとか、浄水場の更新。そういったことに関しては、事務手続きは結構煩雑であるんですけれども、国の方に申請すれば認めていただくと。それで財政収支の見通しを見ると、一応国庫補助金もこれが全部入っていますので、その辺は熱海市としても国からの補助金はいただいているというふうに理解しています。もう一方で総務省の方から、地方公営企業というのは総務省のほうで所管していますので、総務省の方から一般会計からの繰り出し基準というのを毎年打ち出して、変わるものではないんですけども、どういうものは一般会計からお金出していいですよ、例えば消防用の消火栓ですとかは水道設備じゃないので当然一般会計から出していいですよとか、それから施設整備に関わった国から出てきた補助金に関しては、これちょっと全額なのかどうかちょっと記憶にはないんですけども、国から例えば 100 万円いただいたらその 100 万円を一般会計からも支出できるよと。これできる規定なので正直すべての水道事業を運営している自治体がやっているということはないです。できる規定なので、ちゃんとそういうところからお金をもらっている部分もあると思いますし、熱海市さんの場合は少なくともこの過去の今までの決算を見ると、施設整備に関しては、一般会計から補助金は入っていないという理解でいいんですかね。

(当局)

会議内容

施設整備に関しまして、出資規定にあるものは出資金ということではあるんですが、これはものによって3条側というか、損益勘定の方に含まれていたりしますので、今後資産勘定の方で逆に一般会計補助金というのが令和6年度から金額が急激に上がっていると思うんですね。それは初島の管の入替費用は、基本的に簡易水道でしたのを水道事業に取り入れたので、この整備費につきましては一般会計の方から全額補助というか、出資していただくというようなことでこの計画に入っております。

(委員)

いずれにしろ国から施設整備に関する補助金、交付金を受け取った部分については、1億円を受け取ればその1億円を上限に一般会計から負担してもいいよってことになっていますので、この財政計画の数字を見ると、資産勘定のところの一般会計の補助金なんか増えて、令和5年度まではゼロになっていますので、管路更新とかそういった部分について補助金は入れてないのかなって数字の上からは見えます。例えば海底送水管の更新ですとか今度浄水場の更新とかもあると思うんですけども、内容によって国からの補助金も入れられると思いますので、そういった部分についてもできるだけ一般会計から負担ができるものについては入れていただきたいなというふうに私自身としては思っております。

(事務局)

すいません。今のご発言に対してちょっと補足をさせていただきたいんですが、一般会計の方から管路更新であったりとか施設に対して繰り出し基準に基づいて補助金を出すというのはこちらの方も当然把握しております。この会計処理上、確かにここの一番下の一般会計補助金のところにはゼロという表記なんですけど、その3つ上の出資金というところでは出ていますが、一般会計から施設整備に対してはこの出資金という形で出していますので、そこら辺ちょっと誤解がないようお願いしたいと思います。

(委員)

はい、承知いたしました。この一般会計補助金っていうのは、今言われたような簡水かなにかのそういったところなんですか。その辺はちょっと入れ方にもよりますが、いずれにしろそういったことで、一般会計からの繰り出しができるものについては可能な限り検討していただきたいなというふうには考えております。ありがとうございました。

(委員)

大変勉強になりました。もう市のほうとしては目いっぱいもらえるものは国

会議内容

から補助金等をもたらしているという解釈でよろしいんですね。わかりました。

今日の話としてケース1がいいか、ケース2がいいかという話ですけども、1,900万円の不足と1億600万の不足ということになってますけれども、やっぱり15%と16.66%、そんなに大きな差ではないんですけども金額的にこう変わってくるんですけど、やっぱり市民のことを考えますと段階的というのであれば10%、15%、20%が妥当ではないかと思います。先ほど委員の方は、あえて段階的という表現でとどまったらどうだろうという話がありましたけども、これ意見も違うところですけど、最終的に市民の付託を得ている市議会議員の先生方が決めることですけども、やはり行財政審議会としてちゃんとした数値を入れてというのが責任ある委員会としての活動だと思いますので、私は皆さんの賛否をとってケース1または2で市民の委員会として出したほうがいいと思います。私はケース2だと思います。

(委員)

ケース1、ケース2というふうな形で示されてきているわけですけども、結論から言いますと私は当初案の17%がいいんじゃないかなと思っております。ケース1もケース2も段階的に上げていくのはいいんですけど、将来的な市民負担が出てくる。なおかつデメリットの部分で下水道料金まで上がってくる。そのようなことを考えますと、やはり一度で17%はインパクトございますが、ここで17%でご理解をいただく、その代わり市としてはやはり住民の皆さんによく丁寧にその辺の説明をしていただく。これが私の考えでございます。

(委員)

前回も言いましたけども、市民感情でものを考えたときに、一番最初に資料をいただいた時に、静岡県内の水道料金というのが一覧表であったんですね。その中でよく言われるのは、熱海は住みにくいという言葉をよく聞きます。このあたりだと長泉町が非常に住みやすいということで、その比較をすると長泉町はこの一般家庭で行くと572円で、熱海は1,255円ということで倍以上なんですね。それでもう一つは県水の受水量が影響してるって、必ずここに出てくるとその答弁が出てくるんですが、それを比較してみても三島、函南町は熱海より安いんですよ。これは量的な問題とかいろいろな問題があると思います。それは非常に理解できるんですが、前から言うようにやっぱりこの辺はこないだ委員がちょっとお話していただいたんですが、やっぱり政治的な問題があって、これは市の方と県の方との関係だというふうに思います。それを市民が高いものを払っているような状況がずっと続いてきたわけなんですね。その

会議内容

辺のところを考慮していただいてもいいのかなってということがあって、先日のお話だと令和14年まではこれは改定がないというようなお話を受けてます。まだ8年ぐらいあるわけですね。その間も非常に高い負担を市民が強いられているということを考慮に入れると、私もこのケース2の方がいいというふうに思います。

それともう1点は、この間の17%ということで市民が非常に高いというふうなことを感じているのに、この1のケースだと16.66%ということで、これあんまり変わらないんですね。そのことを考えると、やっぱりインパクトがあるのはこの2の方の、いろいろ行政とそれから私たちが話した結果、こういう形で15%に落ち着いたというものも必要かなというふうに思いまして、私はこの2の方を推したいというふうに思います。

(委員)

確かに市民感情という部分で考えると私はケース2がいいと思います。あと委員の方から出ましたけど、例えばこれ各町内会に持ち帰って何%がいいですかって聞き出すときりがないと思うんですよ。安いがいいに決まってるんで。そうするとまとまるものもまとまりませんので、この委員会の中で決めて、挙げるというのがよろしいんじゃないかというふうに思います。

(会長)

町内への配慮ありがとうございます。

(委員)

先ほどの委員の意見に賛同してなんですけども、この答申を作るときに、なかなか県水は令和14年まで難しい。でもやっぱりこういう話を聞くと、この付託意見のところ、鋭意努力していただきたいとかですね、行政そういう作文得意でしょうからやっぱり一つ入れて欲しいですよ。とにかく駄目じゃなくて、やっぱりそうしないとこの行財政審議会として委員の責任を全うしたことにならないと思うので皆さんがよければ、これも足かせになっていて、副市長初め部長、課長もこれがないと楽なのになんてわかってやっていると思うので、やっぱり入れたい欲しいですよ。それがなかなか現実的じゃないとしてもやっぱり行財政審議会としては入れていただかないと。

(当局)

すいません。県水につきましては、本日お配りした資料2の3ページの(5)に、こういう表現させていただいたんですが、もうちょっと強い表現がよろしければ、この辺もご審議いただければと思います。

(会長)

今私もそれを言おうかなと思っていましたが、これをもうちょっと強めにということ。

(委員)

今の県からの受水の関係なんですけれども、熱海市さんと他確か2つあったと思うんですけども、他の2事業者も同じだとすれば3つで何か合同でと言っちゃ変ですけど、協力し合って県と調整をするとか、陳情するとか。熱海市さんだけ特別っていうとなかなかそこは県としても難しい部分が出てくるのかもしれないけど、その辺はよく他の受水事業者と連携して陳情なり、願いをしていったらいいのかなというふうに思っています。

(委員)

私も段階的に上げていく2番目のパターンがいいのかなと思うんですが、10%、15%、20%ですか。やっぱり17%って数字が市民にとってはインパクトがでかすぎるってことが一つの理由です。あとは、やはりこの審議会の中で、行政との話し合いの中で、ある程度妥協点を見つけたということをも市民の方々にお示しするにはそういう数字じゃないとやっぱりご理解いただけないんじゃないかなと思います。何のために審議会やってるのみたいな形になっちゃうところもあるし、いわゆるそういうところは値上げが何で必要なのかっていうところの市民への説明不足というところが前提にあるのかなと思うんです。一部の人は知っているけども一般の人はほぼ知らない。その中で数字だけが上がってきて、一般市民にとってはこれ高いよねって数字になるわけですよ、当然ながら。ですから、その辺の水道行政の仕組みみたいなところも含めて、市民の方にも細かくというか丁寧に説明をしていかないと、やっぱりみんな守っていかなくちゃいけないので、生きていくためには当然ながら必要なこととございますので、それで理解を得ていくということが必要だと思います。個々に1件、1件アンケートを取れば絶対安いのがいいに決まってるわけですよ。ですので、こういう会議で意見をまとめるということであれば、そういった数字にしておかないと、わかるような数字にしていけないといけないうふうには思います。

それともう1点ですが、やっぱり県水の件については、私も政治的な細かい内容については今回委員からお話を聞いてなかなか難しいなど。大変なんだろうなということが改めてわかったんですが、やっぱりそういうところも市民の方にも発信していくのも私は一つの手段じゃないのかなと思いますけどね。ただ、行政の方が何十年か前に取り組みをしちゃったっていう責任があるのでなかなかそれをオープンできないっていう理由もあるのかもしれないけど、時代

会議内容

会議内容

とともにそういうのをやっていかないと市民の理解は得られないと思います。ですのでそういう努力も必要と思います。

(会長)

付帯意見及び留意事項の3の(ア)のところに「市民の…」ということがありますが、その辺をもう少し膨らませて理解を得るということをちょっと入れていただきたいということだと思います。委員なんかずっと苦勞の重ねがあったんじゃないかと思います。

(委員)

実は田子の浦でも同じような状況で、製紙ですね、あそこも県水をくれって大騒ぎしましたが自分で水を賄えとなって、それで製紙業がどんどん衰退しているということで、これもなかなかやはり県が頑なですね。私ども個人的な感想では、50年経てばその前の契約がどうのこうのってのはちょっときつ過ぎるんじゃないかなというふうに思います。当時はこれだけの人口減少は全く想像もしてなかったという中で取り決めたことですから、将来的にはライフラインとして電力も止めて管だけ残して、ほとんどその管の維持費程度で賄えれば最悪の時に水をいただけるというような形で。これ実際どうなんですか、ちゃんと貯水槽つくればこの熱海水源だけで全部賄えるんですか。それちょっと1回お聞きしたいんですよ。県水がないとどうしても足りないものなのか、自己水源だけで賄えるのかというのはどういう考えか、ちょっと1回教えてください。

(当局)

市内すべての水源の量としては市内すべてをカバーできるんですが、やはりその山間ですので、山間へ水を上げなければカバーできないんですね。そうしますと当然工事費等が掛かりますので、その建設コストも非常に莫大な数十億と試算しておりますのでその兼ね合いかだと思います。水量としては委員おっしゃるようにカバーできますが、県水を止めた場合、それをフォローするのにどれぐらい開発費がかかるのか、あとまた県水のほうの施設があるので、その残った施設維持に対する費用をどうするのかっていうのがやっぱ議論の争点になるかだと思います。

(委員)

ぜひ次回更新の時はですね、例えば送水管の径を細くするとか、ポンプ利用料も下がりますのでね。おそらく今の管の太さで上げるということのも大変な重量を山まで上げてくるので電力費も半端じゃない金額が掛かっていると思いますので、ぜひその辺を考慮して交渉に当たっていただきたいと思います。

会議内容

(会長)

委員についてはその辺で大分これまで苦勞なさったということを聞いております。それはまた市民の意見も多く含まれていると思います。受水費についても大分小さくなってきていることはわかりますけど、まだまだこういう現状を考えるとその辺も市当局に一つ、私たちも応援しますのでよろしくお願ひしたいと思っております。3の付帯意見及び要望事項の(オ)の点がまた出て参りましたけどまた一つよろしくお願ひしたいと思います。

(委員)

付帯事項のところでもたまたお願ひがあるんですが、この間、これから将来的なものを出していただいた時に、今度22%の改定が書いてありましたね。そのところの今度は令和9年になるんですかね。令和9年に22%っていうのは書いてあるんですが、この付帯事項の中にその上げる前にこういう会合を開くのではなくて、1年がいいのか2年がいいのかちょっとわかりませんが、今上げてこの経過がどうだったのかっていうのを踏まえて、次が22%がいいのかっていうその議論を前もってしていただきたいと思うんですよ。いつもこの17%上げなければならないって言って呼ばれて意見を求められても、結局それがありきになってしまいますので、是非ともこのところ、この行財政審議会か何かわかりませんが市民の意見を聞く場を設けて調整をしていただきたいというようなことを入れていただくとありがたいなというふうに思います。

(会長)

将来の展望について、これまでもお話がありましたけど、具体的に今そのような話が提案されましたので、考慮願ひたいと思います。

(委員)

結局、一気に上げちゃうとなかなか市民の方々大変だと思うんで、段階的っていうのがやっぱり私としてもこのケース2かなと思ってますんで、今後含めて今ご意見あった通り、上げる必要があつてから動くんじゃないかと、段階的に上げるにしても1回上げてみてどうだったのか、2度目の段階でどうだったのか、今後どうしていくべきなのかというのを前もって準備進めていただければと思いますので、意見として捉えていただければと思います。

(委員)

今回の答申にはあまり関係ないんですけども、下水道料金が令和7年度から12%値上げするというのが、これはもう決まっていることで、おそらく下水道料金って水道料金と一緒に請求していると思いますので、市民の皆様とする

会議内容

と変な話、一つの請求で払っていますので、例えばこれだと令和7年度に下水道料金が12%上がって、段階的に上げると令和7年度に水道料金も15%上がるってことになる。ここでかなりの負担感が出てきて、これが下水なのか上水道なのかはあまり市民の方からするとあんまり関係ないっちゃ変ですけども、熱海市さんからこんなにいっぱいお金取られたみたいなイメージになってしまいます。その辺は、下水に関しては令和7年度だけで、そのあとについては特段今決まっていることはないということなんですか。

(当局)

下水道は来年行財政審議会。こちらの方にまたお諮りして、揉んでいただくのですがその後もやはり経営戦略等を一応策定しておりますので、その中では、やはり若干のそれ以降もどうしても値上げというような形にはなっています。

(委員)

私は今年度から参加させていただいていますが、この12%もやはりこの審議会で決まるということでしょうかね。はい、わかりました。ありがとうございます。

(委員)

私が考えるのが値上げは安い方がありがたいんですが、ケース1とケース2で1億近くの赤字が違うんですね。この赤字1億があるために何が駄目になるのか。例えばこの工事はできなくなるよと。1億というお金ですから予定していた17%上げればこの工事はできるけども、2のケースでいくと1億も赤字で何ができなくなる。こういうことが市民に対する説明じゃないかなと私は思います。1億だ、1千万だと言われても、ちょっと私たちはわからないけれども、予定していたこの工事が1億マイナスになることによってできなくなりますよと、次に回されますよと。やらなきゃいけない工事ですからその工事が遅れちゃいますよと。ただ、遅れるにあたってそこまでは大丈夫なんだと。前もって、壊れる前に先に工事を予定しただけであって、先延ばしでも大丈夫ですよというお話があればわかりやすいかなというふうに考えますがいかがでしょうか。

(当局)

平均改定率が15%になることによって、およそ想定より1億600万下がるということで、これはいわゆる更新費用が1億直接少なくなる、その3年間で少なくなるということですので、やはり取捨選択して、優先順位の低いものはやはり先送りになったりするかと思います。ただこれが1億少なくなったか

会議内容

ら、直接事故というか、施設の突発が増えるというわけではないとは考えております。ただやはり、この1億もそうなんです、料金収入も想定より減れば、それだけ投資費用は減らさざるを得ませんので、いずれにせよ後回しになるかなというふうには考えております。

(委員)

今の不足額に関するところなんですけど、実際に一般会計の補助金という形で1億600万ですか、市から出てるということなんですけど、例えば不足額っていう金額が出ますけど、これは例えば市の補助金として、増額することは可能っていうか、どんなふうに考えますかね。

(事務局)

増額をすることというのは考え方によりますけれどもできないことではないです。ただ、今までの議論があったように、あくまで公営企業法というものが前提になってきますので、それについてどう考えるかというかそこを重要視すれば、やはりその経営に関わるお金については受益者負担というところが原則になりますので、そこは一般会計からのべつ幕なしにということではやはりないのかなというふうに思います。ただ先程来言っているようにその出資というか施設更新であったり、こういったものは市民の重要なインフラというふうな考え方もできますので、ここをフォローしていくと、ここの整備に対してのフォローを厚くするという考え方に立てば、不可能ではないのかなというふうには個人的に思いますが、それもやはり公営企業法、公営企業として独立採算というものは、やはり前提として考えていかななくてはいけないものだろうというふうに考えています。

(委員)

うちも町内の役員しかこの話をしてないんですけど、やっぱり最初はみんな「えー!？」っていう感じですよ、17%というのは。ですから基本的に私もケースの2、これには賛成です。

(委員)

いろいろ難しい話とか専門的な話は他の委員のお話を聞いて少しずつわかるようになってきたんですけども、みんなのお話の中で出ているのは、やはり上げ率の問題が一番。市民としては敏感になっているところなんで、上げることにどうこう言うつもりはないんですけども、もう少し丁寧な説明がないと、なかなか我々が審議員で答申して上がったからと言ってそれでなかなか市民が納得するものではないと思いますので、より丁寧な説明を是非していただくようお願いしたいと思います。私はケース2です。

会議内容

(会長)

ここで大体意見が出まして、皆さんもお聞きの通り、まだまだ考えなきやならない市民への理解等も出されております。それと将来の展望についてということが出ておりますが、その辺も加味してケース 2 を審議会としての具体的な答申の改定率ということで決めてよろしいでしょうか。

(委員)

(異議なし)

(会長)

ありがとうございました。それと、この答申案の 3 の付帯意見及び要望事項については、特に 3 の (カ) ですね。この辺の一般会計からのという話についてもそれぞれの意見が出されておりますので、十分それを加味していただくと。それとずっと懸案になっています (オ) の受水量ですね。そのことについても、根強く熱海市民にあるということで、ちょっと膨らませていただくということで要望が出されておりますので、それぞれ修正を加味して本日の決定としたいと思いますが、水道料金の値上げについてはその 2 点、大きくはケース 2 の案で進めるということで、これから答申案を私と副会長と事務局で今の意見を可能な限り取り入れて、答申書とすることでよろしいでしょうか。

(委員)

(異議なし)

(委員)

今の付帯意見のところで、(ア) の「市民の…」をもうちょっと強調して欲しいという意見ありましたので、そこを加えてください。

(会長)

市民への理解ですね。はい。よろしくお願ひしたいと思います。

(委員)

今答申をケース 2 でということでこれはやむを得ない判断なのかなというふうに思うんですけども、やっぱり過去に市の方も人が変わったりとか首長さんの考えが変わったりとか、いろいろな中があって、過去あまり水道に関しての中身について皆様からも話があるように説明責任を果たしてないと思うんですね。その辺を私の方から言うのもちょっとあれなんですけど、この辺についてはやはり特に料金を上げる、上げないではなくて、その中身について市民、審議会でもいいとは思いますが、今回も料金を上げるということになれば来年度また会計が変わってくると思いますので、それについては適時説明責任を定期的に果たしていただければ、次回また 3 年後、5 年後にこういうこと

会議内容

がある時に、少しハードルが下がるのかなというふうに思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

(委員)

最後になりましたけれども、皆様からいろんなご意見出ておりました。私も前のこの審議会に参加させていただきました。他の委員からもたびたびご意見ございましたけれども、値上げの改定は10年以上経つんですよね。見送りを2回していますので。ですからこれからはこういうことのないように、今後の方針としても市民の理解を得るためにもやっぱりやるべき会議はやっていただきたいというふうに思ひます。最後にその意見だけ申し上げさせていただきます。皆様のご意見を尊重していただき、これから職員さん代わられても、このことをしっかりと申し渡してお答えいただきたいということが私の望みです。どうぞよろしくお願ひいたします。皆さんありがとうございます。

(会長)

それでは先ほど言ひましたことについては、異議なしということで承認いただきましたので、これをもちまして、答申書に対する審議を終結させていただきます。特に事務局の方からありますか。

(事務局)

答申の方法についてですが、前回と同様に会長と副会長の方で市長に答申ということでよろしいでしょうか。

(会長)

先ほど言ひましたように答申案を作り、私とそれから、副会長で市長に答申したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(委員)

(異議なし)

(会長)

では答申の日程について事務局の方から予定をお願いします。

(事務局)

答申の日時についてですが、7月19日の水曜日、午後1時半ではいかがでしょうか。

(会長)

はい。私たちの方は結構です。皆さんもご承知ください。

この度の審議については終了いたします。委員の皆さんに大変お忙しい中、数回にわたる審議を継続していただきまして、誠に協力ありがとうございます。

会議内容	<p>た。それでは事務局へお返しします。</p> <p>(事務局)</p> <p>この度は委員の皆様におかれましては、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。本日承認いただきました答申につきまして、7月19日、水曜日、午後1時30分に正副会長にお願いいたしまして市長に答申いたします。水道料金の改定に係る審議につきましては、これにて閉会いたします。お疲れ様でございました。</p> <p>5. 閉会</p>
------	--